

『稲沢おでかけタクシー』

(1)対象者

市内に住所を有し、以下のいずれかに該当するかた

- 75歳以上のかた
- 障害のあるかた

※①身体障害者手帳1～3級 ②療育手帳 A・B 判定

③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ④戦傷病者・特別項症～第5項症

- 妊婦または出産後1年未満の女性

(2)運行日時

- 月曜日～土曜日(祝休日、12月29日～翌年1月3日、はだか祭の日を除く)
- 午前8時30分から午後5時までに乗車

(3)利用登録

- 受付窓口:各支所・市民センター・市役所総務課
- 申請書の受付後、2週間程度で「利用登録証」をご自宅へ郵送します。

(4)利用方法

- 「利用登録証」裏面に記載のタクシー会社へ電話してください。

※電話では、必ず「稲沢おでかけタクシーの利用」と伝えてください。

- 当日の即時配車(今から来てください)でもご利用いただけます。
- 乗車する際は、必ず「利用登録証」を御提示ください。

※乗務員が利用登録番号等を控えますので、御協力お願いします。

※駅や市民病院等でタクシーが待機している場合に限り、「利用登録証」の乗車前提示のみで利用できます。ただし、「利用登録証」に記載のタクシー会社に限ります。

- 利用は本人のみですが、出発地から到着地まで「付添者」も同乗できます。

(5)利用料金等

- 「タクシー運賃 + お迎え料金(迎車回送料金) + 時間指定予約料金」の2分の1

※上限1,500円、年度内の利用上限回数200回(上限に達した場合は、翌々月から年度内まで利用不可)

※支払いは現金のみ。クレジットカード、金券類は不可

※10円未満の端数は10円単位に切り上げ

※福祉課が発行する「障害者福祉タクシー料金助成利用券」との併用は不可

※タクシー会社の割引「障害者割引(身体障害者手帳等の提示)」または、「運転免許証返納割引(運転経歴証明書の提示)」との併用は可

(6) 運行区間

●「自宅(住民票に記載の住所)」と「市内全域」・「勝幡駅北側ロータリー」の区間

※「自宅から乗る」又は「自宅で降りる」ことが必須条件

※自宅周辺に車両が入れない場合は付近で安全確認が出来る場所

※「一時的な立ち寄り利用」が可能(詳細は下記のとおり)

「一時的な立ち寄り利用」のルール

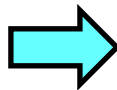
- (1) 乗車時に乗務員へ立ち寄り先をお伝えください。
- (2) 立ち寄りは、市内の『1か所のみ』、『10分程度』を目安とします。
- (3) 立ち寄り中は、待機料金が加算されます。
- (4) 立ち寄りによって、相乗りできるのは『稲沢おでかけタクシー利用登録者』に限ります。相乗りされるかたも、必ず『利用登録証』を御提示ください。



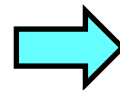
病院から帰る際、薬局への立ち寄り



病院 (出発地)



薬局 (立ち寄り)



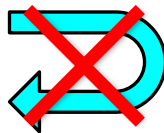
自宅 (目的地)



自宅から自宅の利用 (目的地で精算せずにUターン) はできません!



自宅



薬局

(7) その他

・住所変更等で利用登録証の記載事項に変更がある場合は、再交付の申請が必要です。

※申請の際は、旧利用登録証を御持参ください。

・利用区分「妊婦」の方は、出産後に、有効期限を「分娩予定日～1年後」から「出産日～1年後」に変更が可能です。ご希望の場合は、再交付の申請が必要です。

・資格を喪失(転出、死亡、障害者手帳等の等級変更、有効期限切れ等)した場合は、利用登録証を返却してください。

・制度の変更をする場合は、広報いなざわ等でお知らせします。

・不正利用があった場合は、稲沢市の負担分を全額負担していただくとともに、今後の利用をお断りします。

問合せ先 市役所総務課 TEL 0587-32-1159 (直通)